

住宅や事務所などに侵入して行われる犯罪の多くは、特殊な開錠用具を用いて敢行されることが多いことから、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」で、業務その他正當な理由による場合を除いて

所持が禁止されています。同法施行令で禁止されているのは次の4種類。

○ピッキング用具 Ⅱ錠に用いられるシリンダーをかぎを用いること

## 特殊開錠用具とは？

なく、かつ、破壊することなく回転させるための器具

○破壊用シリンダー回し

○ホールソー（ドリルに取り付けて用いる筒状ののこぎり）のシリ

ンダー用軸

○サムターン  
回し Ⅱ建物錠

が設けられている戸の外側から挿入して、その建物錠のサムターン（かんぬきの開閉を行うためのつまみ）を回転させるための器具

防犯一口メモ